

1 背景

- 本市の財政は、令和6年度一般会計決算において、経常収支比率は前年度から2.3ポイント悪化の99.7%、財政調整基金を14億円取り崩すなど厳しい状況となる見込み。今後の持続可能な都市経営の実現に向けて、選択と集中による事務事業の見直しとともに、歳入の確保にも積極的に取り組む必要がある。
- 歳入の一科目である、公共施設の利用者などから徴収する「使用料」は、平成9年度以来、全庁統一的な見直しの取組は行っていない。物価上昇などの社会状況に適切に対応し、各種サービスを持続可能な形で維持していくためにも具体的取組を進める必要がある。

2 取組の方向性

- 現行の使用料を適切に見直しするとともに、今後の定期的な見直しサイクルと、新たに使用料を設定する場合の算定基準を確立するために、「池田市使用料の算定及び見直しに関する指針【仮称】」を、行財政改革推進委員会への諮問(本日)・答申を経て策定する。

<指針の策定にあたって特に記載が必要と考えられる事項>

- 算定及び改定の基準となる基本算定式 →使用料は様々な類型があるため、基本算定式が当てはまらないケースについても想定が必要。
- 見直しを行うサイクル →社会状況を踏まえた見直しを確実に実施するため、具体的な年数の明示が必要。
- 改定する場合の上限・下限改定率 →利用者の生活への影響を考慮した激変緩和措置の設定が必要。
- 改定する場合の市民への周知方法・周知期間 →改定後は、一定の経過措置期間の設定が必要。

- 指針策定後、庁内の現状把握や課題整理など見直し作業を進め、来年度中の施行に向けて、本年度3月議会への条例改正・関連予算の提案をめざす。

※ 想定スケジュール



【参考1】 使用料の現況について(令和6年度決算ベース)

令和7年8月29日
令和7年度第2回 行財政改革推進委員会 資料

- 令和6年度一般会計の歳入決算額 46,382,954千円のうち、使用料は604,262千円(1.3%)。

(円)

決算科目(目・節)	収入額
総務使用料	69,308,260
市有土地建物使用料	55,486,365
地域集会施設使用料	7,099,135
ギャラリー使用料	1,300,000
人権文化交流センター使用料	61,260
カルチャープラザ使用料	2,090,000
ダイバーシティセンター使用料	146,500
市民活動交流センター使用料	3,125,000
民生使用料	9,852,660
市有土地建物使用料	19,120
保健福祉総合センター使用料	9,705,890
こども園使用料	127,650
衛生使用料	66,835,771
市有土地建物使用料	317,375
葬儀施設使用料	23,995,000
休日急病診療所使用料	35,393,836
霊園使用料	1,938,000
墓地使用料	5,191,560

(円)

決算科目(目・節)	収入額
商工使用料	578,280
市有土地建物使用料	578,280
土木使用料	304,565,675
市有土地建物使用料	1,783,565
道路占用料	123,153,416
駅前広場使用料	720,000
公園使用料	60,950,422
駐車場使用料	14,070,450
住宅使用料	103,887,822
教育使用料	153,122,276
市有土地建物使用料	599,640
学校建物等使用料	1,990,000
体育施設使用料	144,541,236
公民館使用料	1,543,200
五月山児童文化センター使用料	145,800
幼稚園型認定こども園使用料	4,302,400
総計	604,262,922

【参考2】北摂各市の使用料に関する指針等の策定状況

令和7年8月29日
令和7年度第2回 行財政改革推進委員会 資料

	豊中市	吹田市	茨木市	摂津市	高槻市	箕面市	池田市(素案)
指針等の策定	策定済み 公の施設の使用料に関する指針	策定済み 使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針	策定済み 使用料・手数料算定基準	策定済み 摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針	策定済み 施設使用料の見直しに関する指針	未策定	策定を検討 池田市使用料の算定及び見直しに関する指針(仮称)
策定(改定)年月	H24.8策定 H30.3改定	H19.10策定 R5.9改定	H22.9策定 R4.10改定	H28.2策定	H29.2策定	—	R7年度中
見直しサイクル	原則として4年ごと	原則として4年ごと	数年ごと	必要に応じて	規定なし	—	原則として4年ごと
改定する場合の上限・下限	増額は、原則として1.5倍程度を改定の上限とする。	増額は、現行料金の1.2倍以上となる場合を対象とし、1.5倍を改定の上限とする。	増額・減額ともに、1.2倍以内を改定の上限とする。	現行の料金と著しい差が生じる場合、激変緩和の措置を講じる。	現行料金から大幅な乖離があるときは、影響の大きさを鑑み、適正な範囲で設定。	—	増額・減額ともに、現行料金の1.1倍以上となる場合を対象とし、増額は1.2倍を改定の上限とする。
料金改定時の事前周知	改定の少なくとも3か月前には周知。 なお、周知期間以前に完了している施設利用予約については、経過措置として改定前の使用料を適用。	規定なし	改定の6か月前には周知。	規定なし	規定なし	—	改定の少なくとも3か月前には周知。 なお、事前に予約を受け付ける施設は、当該予約申込期間に先立って周知。